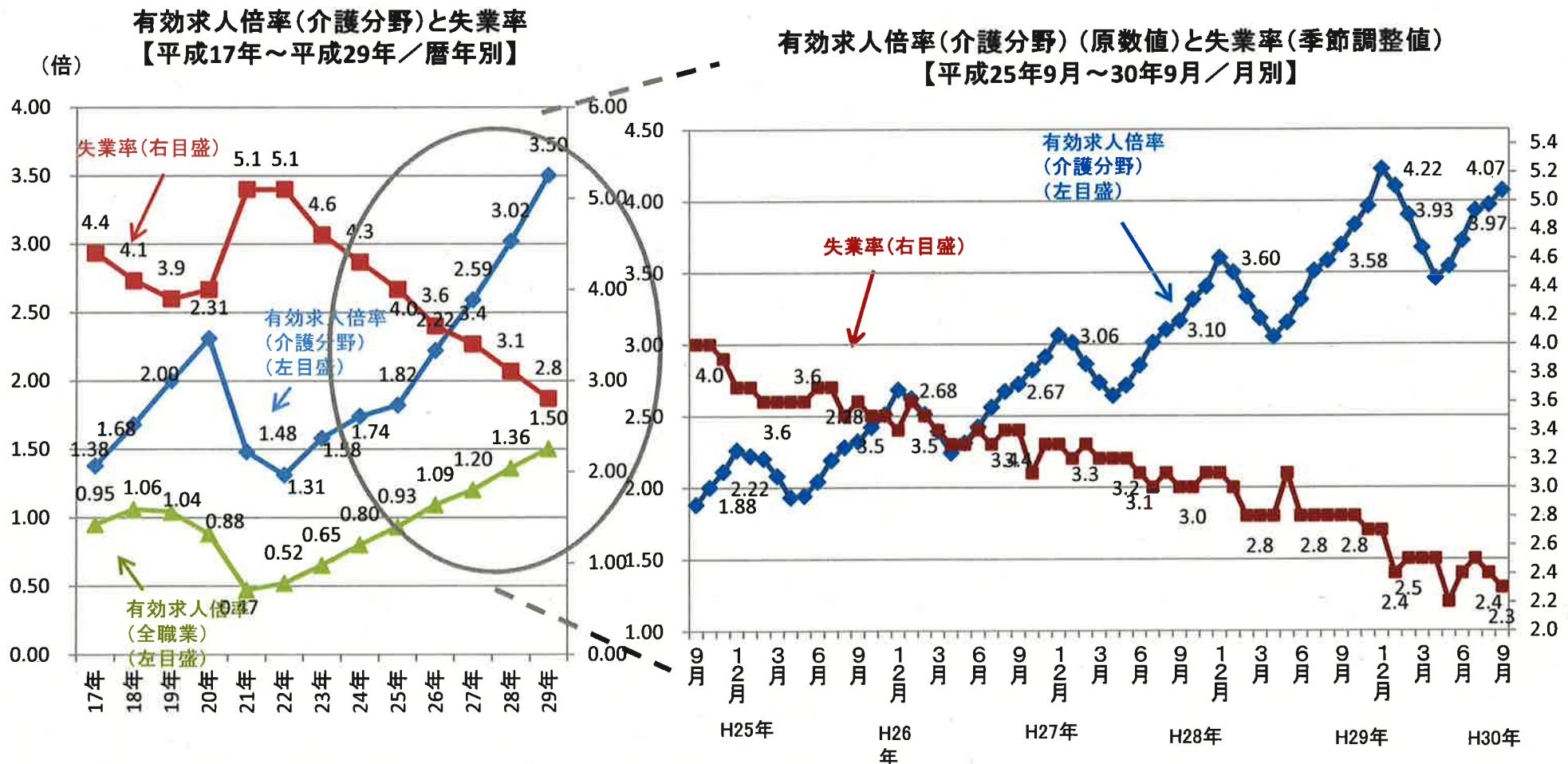


介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

- 介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。



注)平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

(※1)全職業の数値は「パートタイムを含む一般」の原数值であり、常用のほか、臨時・季節も含んだ全数である。介護分野の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数值。

月別の失業率は季節調整値。

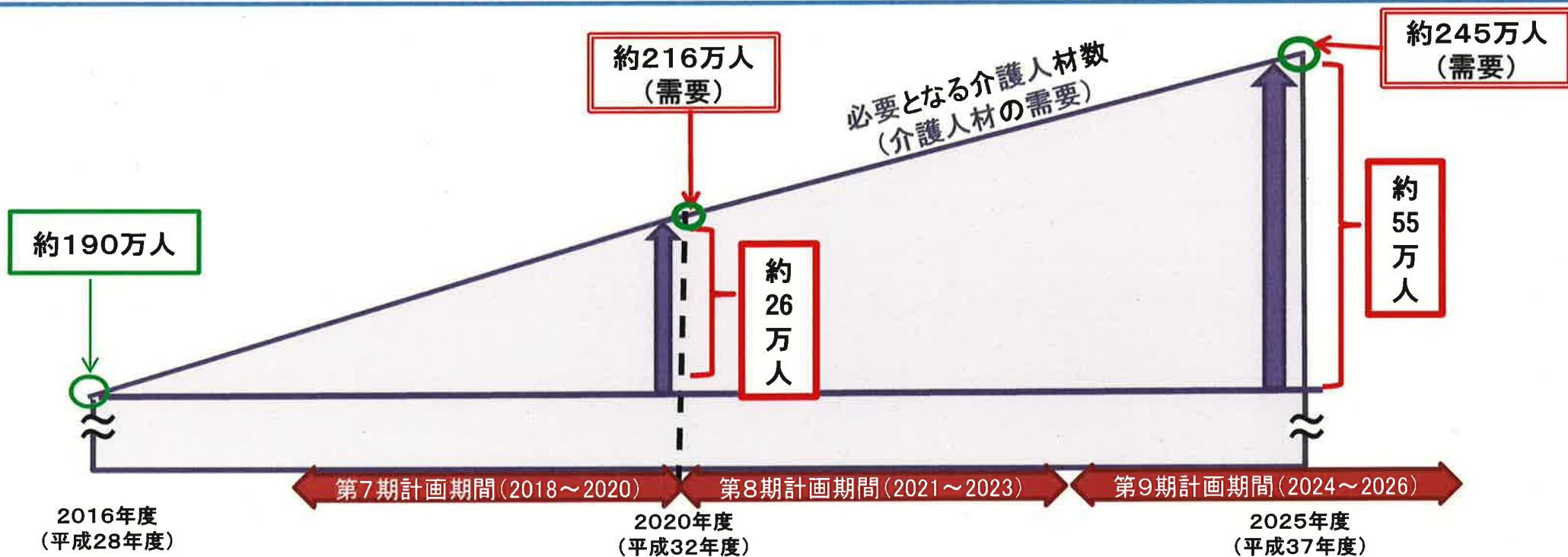
(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。

※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み（約216万人・245万人）については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数（回収率等による補正後）に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数（推計値：約6.6万人）を加えたもの。

ビルクリーニング業について

外国人材受入の必要性

- 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物(※)が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、平成29年度には2.95に達しており、人材の確保が困難な状況。
- 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康がそこなわれるおそれがあることから、その防止のために、外国人の受入れが必要。(業界からも強い要望あり。)

※特定建築物：興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、延べ面積が3,000平方メートル以上（小学校、中学校等は8,000平方メートル以上）のもの

ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1.60	1.94	2.24	2.64	2.95

特定建築物の推移

平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
42,905	43,351	43,876	44,353	44,801	45,251	45,679

想定する具体的な業務内容・技能水準

- 多数の者が利用する建築物の内部の清掃作業。
- 場所、建材、汚れ等の違いに対し、清掃方法、洗剤及び用具を適切に選択して、場所別及び部位別に対応した清掃作業を行うといった専門性・技能が要求される(技能実習2号移行対象職種)。

ビルクリーニング業に関する生産性向上と人材確保 に向けた取組について

生産性向上の取組例

- 資機材メーカーと協力した効率的な清掃機械の開発
- 清掃ロボットの導入講習会の実施等によるロボット化の普及促進

高齢者・若年者雇用の取組

- (公社)全国ビルメンテナンス協会においてビルメンテナンス業高齢者雇用推進ガイドラインを策定し、業界の高齢者雇用を推進(平成17年)
⇒ビルクリーニング業においては、高齢の従業員の比率が高い(常勤従業員では60歳以上の高齢者は31.8%、パートタイマーでは60歳以上の高齢者は60.5%)状況
- 技能検定資格であるビルクリーニング技能士について、単一等級から複数等級(1級～3級)に制度変更することにより、技能レベルを段階毎に確認できるようにし、特に3級については実務経験が無くても受検可能とする(平成28年)
⇒経験年数が少ない若者が、自分の技能レベルを確認しつつ意欲をもって業務に従事できる環境を整備

賃上げに向けた方策

- 厚生労働省においてビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインを策定(平成27年)
⇒ビルメンテナンス業者において品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤が確保できるよう、国や地方自治体等に対して適切な発注を働きかけ



業界を挙げて生産性向上と人材確保の取組を行っているものの、
人手不足は年々拡大傾向